

雲仙市の 子育てサポート

こども家庭センター (子ども支援課)



関係機関

- ・子育て支援センター
- ・保育園・認定こども園
- ・保健所
- ・医療機関
- ・警察
- ・民生委員・児童委員
- ・小・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・教育委員会
- ・児童相談所

あなた

相談

助言・指導

母子保健
コーディネーター
【子ども健康班】

子育て支援員
【子育て支援班】

- ・妊娠届
母子健康手帳交付
保健師・助産師のリモート
面談

- ・妊婦面談・訪問
(サポートプラン作成)

- ・産婦健康診査事業 (産後2か月未満のお母さん)
- ・産後ケア事業 (産後1年未満の赤ちゃんとお母さん)
訪問ケア (助産師が訪問します)
デイケア (産科医院・助産院で通所サービスを受けます)
ショートステイ (産科医院で宿泊サービスを受けます)

・「妊婦のための支援事業」と「妊婦等包括相談支援事業」で、経済的支援と伴走型相談支援の両面から子育て家庭をサポート

- ・妊婦健診(14回分)
⇒産婦人科で受診
- ・多胎妊婦健診(5回分)
- ・妊婦歯科健診
⇒歯科医院で受診

- ・乳児家庭全戸訪問
保健師又は市が委託した助産師
がご自宅に伺います

- ・未熟児を健やかに育てる
事業(医療費助成・訪問)

- ・養育支援訪問事業

- ・乳児健診 (3回)
1か月、3~6か月、9~11か月

- ・産科連携
(児童虐待ゼロプロジェクト)

- ・新生児聴覚検査
出生時に医療機関で検査

- ・赤ちゃん相談
月に1回、1歳未満児を対象に、
保健師・栄養士・歯科衛生士によ
る相談を行います
(初回のみ案内通知が届きます)

- ・1歳6か月児健康診査
心身両面の成長を確認し、歯の
健診・相談

- ・2歳児親子歯科健診
お子さんの虫歯予防と親の歯周
病予防を目的に健診・相談

- ・3歳児健康診査
心身両面の成長を確認し、視力・
聴力チェックと歯の健診・相談

- ・5歳児健康診査
保護者及び保育園等への質問票
による健診

- ・フッ化物塗布助成事業 8か月~年少児(4歳児)のお子さんにフッ化物塗布(無料)助成券(年間2枚)が届きます

- ・フッ化物洗口事業

- ・定期予防接種 生後6週目から開始(かかりつけ医で計画的に接種しましょう): 出産翌月に、予防接種セット(予診票・予防接種の本等)が届きます

- ・病児保育事業 小学生以下で、病気・病気回復期にある児童の保育が家庭で困難な期間に、預けることができます

- ・保育園、認定こども園等 (延長保育・一時預かり・休日保育等) すこやか子育て支援事業(第2子以降の保育料免除)

- ・地域子育て支援拠点事業 ・ショートステイ、トワイライトステイ事業・子育てサポートセンター事業 等

・妊娠に関する
普及啓発

・不育症検査費用
助成事業

- ・パパママひろば
お風呂入れ体験やパパの
妊婦体験
など
お気軽にご参加ください



母子保健推進員 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市が行う各種サービスを妊娠・子育て中のお母さん等に紹介する行政とのパイプ役・身近な相談役です

家庭児童相談員 ***子ども家庭支援員*** ***母子父子自立支援員*** ***子育て支援員*** ***子育てサポートセンターアドバイザー*** 子育てに関する様々な相談を受け付けています



妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児期

母子健康手帳
をもらいましょう

- 交付場所
- ◆福祉事務所
- ◆子ども支援課
- ◆本庁総合窓口課
- ◆各総合支所
- ◆地域振興課

手続きを忘れずに!

◆「出生届」: 生まれた日を含め 14 日以内に、父母の本籍地か所在地、子どもの出生地のいずれかの市区町村へ提出する

※提出時持ってくる物: 出生届・印鑑・母子健康手帳

◆「児童手当」※1: 生まれた日の翌日から 15 日以内に父母の住所地、公務員の場合は勤務先で手続きする

※申請時に持ってくる物: 受給者の保険情報が確認できるもの(有効期限内の健康保険証・資格情報のお知らせ等)・受給者名義の通帳・マイナンバー(個人番号)確認書類(受給者及び配偶者のもの)

◆「結婚・定住支援金」(赤ちゃん支援金): 出生した日から 1 年以内に手続きする

◆「乳幼児医療費の助成」※2

赤ちゃんが生まれました



※1 ◆児童手当制度◆

◆3歳未満	第1子・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
◆3歳以上高校生世代	第1子・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※2 ◆乳幼児医療費の助成◆

給付対象	助成内容	申請
乳幼児 小中学生 高校生 世代	入院・通院 医療機関ごとの1ヶ月の保険診療自己負担額合計が、診療日数1日800円(月上限1,600円)を超えた額 ※調剤薬局については、保険診療分を全額助成	現物給付のため、原則、申請の必要はありません

◆ひとり親家庭をサポート◆

- ◆児童扶養手当
- ◆ひとり親家庭福祉医療
- ◆資格取得のための給付金
- ◆母子寡婦福祉資金貸付
- ◆就労支援...等

赤ちゃんを授かりました

